

令和3年9月28日

生産県配置団体代表 殿
各都道府県協議会・協会長 殿

一般社団法人全国配置薬協会事務局
(押 印 省 略)

セルフメディケーション税制共通識別マーク表示品（令和4年1月追加対象医薬品） に関連するお知らせについて

平素より本会運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきましては、厚生労働省医政局経済課の9月27日付け事務連絡「令和3年度税制改正による税制対象範囲見直し後のセルフメディケーション税制対象医薬品の厚生労働省への届出等について」（別添①）において、医薬品小売業者に対し、税制対象医薬品のマーク付与及びレシート等への記載について要請があったことを受け、日本一般用医薬品連合会より、本会など関係団体宛に添付②のとおり案内があり、周知徹底が求められたものです。下記留意事項等をご確認いただき、適切にご対応いただきますよう、傘下配置販売業者等へのご周知方をお願いいたします。

記

1 税制対象範囲の見直しなどの内容について

- ・税制の適用期限が令和8年12月31日まで延期
- ・すべてのスイッチOTC医薬品が税制対象となっていたが、医療費適正効果が低いと考えられるメコバラミン等の4成分を除外
- ・スイッチOTC以外の外用鎮痛消炎薬、解熱鎮痛薬、鎮咳去痰薬、かぜ薬、鼻炎用内服薬、抗ヒスタミン薬、その他アレルギー用薬など計42成分を追加し、令和4年1月1日から適用（別添③参照）

2 医薬品小売業者の対応

- ・陳列時期について
税制改正後の追加対象医薬品について、令和4年1月1日以後、できる限り速やかに共通識別マークの表示を追加した製品を配置するよう協力願いたい。
なお、追加対象医薬品で税制マークを付したものは、令和4年1月1日より前に配置を行わない。
- ・マーク表示のない、旧品の取扱いについて
同じ対象商品でも、マーク表示がある品とない品が混在する期間が発生することは止むを得ないが、返品を避けるためにも、旧品の消化を急ぐよう協力願いたい。
- ・シールの貼付について
日本一般用医薬品連合会HP掲載「共通識別マークの製品表示に関する運用Q&A」（別添④）に記載のとおり、対象製品へのシール貼付等は、製造販売業者の責任において実施すること。なお、製品へのマーク表示は必須ではないことから、配置箱に差し込む「置高表」等で対応しても差し支えないこと。

以上